

第53回 建築学生海外研修旅行のご案内

【旅行期間】2025年8月19日(火)～2025年9月4日(木) 16泊17日

【旅行代金】792,000円（大人お1人様あたり/エコノミークラス）

※旅行代金には、燃油サーチャージ（69,000円 2025年4月1日現在）、旅客サービス施設使用料（PSFC）（2,460円）、国際観光旅客税（1,000円）、現地空港税（34,205円）を含みません。

【募集人員】44名

（希望者が定員を超えた場合は申込類および学年などを考慮して参加者を決定いたします）

【最少催行人員】35名

【募集締め切り日】2025年4月30日(水)

【説明会開催概要】

日時：2025年4月16日(水) 16:45～

場所：タワー・スコラ7階 S706スライド室

研修企画協力 日本大学理工学部建築学科

旅行企画・実施 近畿日本ツーリスト株式会社

欧州で出会う建築・都市の旅

建築学科が企画して、旅行会社が実施する「建築学生海外研修旅行」も53回目を迎えます。コロナ禍で4年間の中止を余儀なくされましたが、昨年度からようやく再開できることになりました。この研修旅行は、日本大学理工学部建築学科の特徴のひとつとして、学内外で広く認識されており、同行する教員によって、建築学科の研修旅行にふさわしい建築物と都市が研修先に選ばれ、17日間にわたってヨーロッパの複数の都市を巡る旅を設定しました。これまでに3,500名を超える学生が参加し、帰国後の報告では建築物や都市を訪れた感動が伝えられ、卒業後も在学中の特別な思い出として語られ続けています。

この海外研修旅行では、大学の授業で解説された建築物を訪れ、その空間を実際に体験することによって、書籍やインターネットの情報だけでは決して得ることができない、建築物の持つ本当の魅力に出会うことができます。私も以前同行させていただいたときに、ヨーロッパに到着後、バスの車窓から見た「サグラダ・ファミリア」に学生達から大きな歓声があがったことが今でも忘れられない思い出となっています。

空間の実体験は、建築を学ぶ上で、最も重要な教材です。将来、建築物や都市の設計や実務につくことを考えている学生にとって、建築物や都市を直に体験することの意義は極めて大きなものです。大学では技術や知識は学ぶことができますが、感性だけは自分自身で磨くものです。その最も良い方法は良い建築物に触れることです。しかし、建築物は動きませんから、建築物が建つ場所に実際に訪れることでしか、その空間を体験することはできないのです。

わざわざ建築物を見に行く、これこそがこの海外研修旅行が、単なる観光旅行とは大きく異なる点です。また、研修の合間に訪れた都市を歩き廻り、買い物や食事をし、そこに住む人びとと出会うことで、その生活や文化に触れ、研修先の建築物や都市の背景や歴史を同時に理解することができるでしょう。

さらに、同行する教員によって専門の視点から研修先とコースが決められていることも、この海外研修旅行の特徴です。今回のコースでは、ロッテルダムやブリュッセル、ケルン、チューリッヒ、ミラノ、パリといったヨーロッパの中心部を巡るコースを用意しました。生涯忘れることのできない、ヨーロッパの本格的な建築物や都市と出会う、得難い体験となることでしょう。それは将来必ず役に立つことになります。

この貴重な機会に、ぜひご参加ください。

2025年3月

日本大学理工学部建築学科教室主任教授 富田隆太

欧州過去から現代への建築と街を巡る旅

研修同行教員 教授 佐藤慎也

この旅では、ヨーロッパの7カ国を巡り、数多くの建築物や街を訪れます。オランダのロッテルダム、ベルギーのブリュッセル、ドイツのケルン、ルクセンブルク、スイスのチューリッヒ、イタリアのミラノ、そして、フランスのパリ。そのなかで、過去から現代までさまざまな時代のさまざまな建築物にフォーカスを当てていきます。

ケルン大聖堂は1248年に建設がはじまり、完成したのは1880年、ミラノのドゥオーモも1386～1813年の建設、スカラ座が開館したのが1778年。そんな中世・近世につくられた建築物を訪れます。近代建築では、アール・ヌーヴォーの代表的建築家であるヴィクトール・オルタの自邸（現オルタ美術館）（1898）、20世紀初頭からはファン・ネレ工場（1931）とカサ・デル・ファッショ（1936）、さらに巨匠ル・コルビュジエによる初期の代表作サヴォア邸（1931）、後期の代表作ロンシャンの礼拝堂（1955）、そして最晩年のル・コルビュジエ・センター（1967）、ほかにもアルヴァ・アアルトによるルイ・カレ邸（1959）やカルロ・スカルパによるカステルヴェッキオ美術館（1964年）を訪れます。現代建築では、数多くの美術館を訪れます。それらはアートを展示する建築物であり、その展示空間をつくり出すために数多くの建築家がさまざまなデザインに挑戦しています。MVRDV、OMA（レム・コールハース）、ハンス・ホライン、ヘルツォーク&ド・ムーロン、安藤忠雄、ピーター・ズントー、イオ・ミン・ペイ、フランク・O・ゲーリー、レンゾ・ピアノ、ペーター・メルクリといった、世界中で活躍する建築家たちの代表作と呼ぶべき建築物ばかりです。美術館を訪れることは、単に外観を眺めるだけでなく、内部に足を踏み入れる空間体験を伴います。それと同時に、そこに展示してあるさまざまなアートに触れる機会も得るでしょう。そして、文字どおり過去と現代をつなぐ、古い建築物を現代に再生させたリノベーション建築も必見です。製粉所を改修したキュッパースミュール近代美術館、修道院を改修したウンターリンデン美術館、商品取引所を改修したブルス・ドウ・コメルスなどの最新作を訪れます。

これらの建築物を見学する途中、さまざまな街を訪れ、少しだけですが（最終訪問地のパリではたっぷりと）自由時間を予定しています。研修でおなかいっぱいの人たちは、さまざまな観光名所を回ったり、買い物や食事を楽しむこともできるでしょう。北から南へ駆け巡るこの旅で、建築と街を通して、ヨーロッパの現在を一緒に楽しみませんか？

訪問予定の施設



ウンターリンデン美術館



ロンシャンの礼拝堂



ル・コルビュジェ・センター



彫刻の家



ミラノ座



カステルヴェッキオ美術館



サヴォア邸

【行程表①】 ◎：入場観光 ○：下車観光

日数	日にち	都市	フライト	時間		行程表	朝食 夜食
1	8/19 (火)	成田 アムステルダム空港 アムステルダム空港 ロッテルダム	KL 862	12:35 19:25 20:25 21:30		日本語アシスタントと専用バスでロッテルダムのホテルへ移動。 ロッテルダムのホテルで解散し、日本語アシスタントが団体のチェックインをサポートした後、終了。 ロッテルダム・スタンダードクラスに宿泊 ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	● × ×
2	8/20 (水)	ロッテルダム		17:00		ファン・ネレ工場の内部ガイドを除き、ロッテルダム観光は専用バスのみ ◎ボイマンス・ヴァン・ペーニンゲン美術館 (DEPOT 入場を含む) ◎クンストハル美術館 ○フェニックス美術館 ○ファン・ネレ工場 ホテル到着後、終了 ロッテルダム・スタンダードクラスに宿泊 ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	● × ×
3	8/21 (木)	ロッテルダム ブリュッセル		8:00 10:30 16:00		専用バスにて出発 ◎ソルヴェー邸 ◎オルタ美術館 ホテル到着後、終了 ブリュッセル・スタンダードクラスに宿泊 ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	● × ×
4	8/22 (金)	ブリュッセル メンヒェングラートバッハ メンヒェングラートバッハ デュイスブルク		8:30 11:00 14:00 15:00 18:00		専用バスにて出発 ◎アブタイベルク美術館 専用バスにて出発 ◎キュッパースミュール近代美術館 ホテル到着後、終了 デュイスブルク・スタンダードクラスに宿泊 ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	● × ×
5	8/23 (土)	デュイスブルク ノイス ノイス ケルン ケルン ボン		9:00 10:00 14:00 15:00 18:00 19:00		専用バスにて出発 ◎インゼル・ホンプロイヒ美術館 ◎ランゲン財団 専用バスにて出発 ◎コロンバ大司教区協会美術館 ◎ケルン大聖堂 専用バスにて出発 ホテル到着後、終了 ボン・スタンダードクラスに宿泊 ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	● × ×
6	8/24 (日)	ボン ルクセンブルク		8:00 11:00 16:00		専用バスにて出発 ◎ミュダム・ルクセンブルグ美術館 ホテル到着後、終了 ルクセンブルク・スタンダードクラスに宿泊 ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	● × ×
7	8/25 (月)	ルクセンブルク コルマール		8:00 12:00 16:30		専用バスにて出発 ◎ウンターリンデン美術館 ホテル到着後、終了 コルマール・スタンダードクラスに宿泊 ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	● × ×
8	8/26 (火)	コルマール ロンシャン ロンシャン バーゼル		8:00 10:00 11:00 13:00 16:30		専用バスにて出発 ◎ノートルダム・デュ・オー礼拝堂 専用バスにて出発 ◎クンストミュージアム (バーゼル美術館) ホテル到着後、終了 バーゼル・スタンダードクラスに宿泊	● × ×

利用航空会社：KLMオランダ航空（KL）、エールフランス航空（AF）
ご注意：発着時間・交通機関等に変更になることがございます。
1名の添乗員が同行します。

【行程表②】 ◎：入場観光 ○：下車観光

日数	日にち	都市	フライト	時間		行程表	朝 昼 夜		
9	8/27 (水)	バーゼル		9:30		ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食 専用バスにて出発	● × ×		
		ヴァイル・アム・ライン		9:50		◎ヴィトラ・デザイン・ミュージアム 建築視察ツアー（英語）あり			
		ヴァイル・アム・ライン		14:00		専用バスにて出発			
		リーエン		14:30		◎バイエラー財団			
		リーエン		15:30		専用バスにて出発			
		チューリヒ		17:00		◎センタール・コルピュジェ			
				18:30		ホテル到着後、終了			
		チューリッヒ・スタンダードクラスに宿泊							
10	8/28 (木)	チューリヒ				ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食 専用バスにて出発	● × ×		
		ジョルニコ				◎彫刻の家／La Congiunta			
		ジョルニコ				専用バスにて出発			
		コモ		15:00		◎カサ・デル・ファッショ			
		コモ		19:00		専用バスにて出発			
		ミラノ		20:00		ホテル到着後、終了			
		ミラノ・スタンダードクラスに宿泊							
11	8/29 (金)	ミラノ		09:00		ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食 ◎ブラダ財団 ◎スカラ座 ◎ミラノ大聖堂 ◎サンタ・マリア・プレッソ・サン・サティロ教会 ホテル到着後、終了	● × ×		
		ミラノ・スタンダードクラスに宿泊							
		12	8/30 (土)	ミラノ		8:00		ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食 専用バスにて出発	● × ×
				ヴェローナ		10:30		◎カステルヴェッキオ博物館	
				ヴェローナ		14:00		専用バスにて出発	
ミラノ				17:30		ホテル到着後、終了			
ミラノ・スタンダードクラスに宿泊									
13	8/31 (日)	ミラノ		6:30		ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食 専用バスにて出発	● × ×		
		ミラノ・リナーテ空港		7:00		空港到着			
		ミラノ・リナーテ空港	AF 1213	9:45		飛行機にてパリへ移動			
		パリシャルルドゴール 空港		11:20		空港到着			
		パリシャルルドゴール 空港		13:00		到着後、専用バスにて出発			
		ボワシー		14:00		◎サヴォア邸			
		ボワシー		15:00		専用バスにて出発			
		バゾッシュ＝シュル＝ギ ヨンス		15:40		○メゾン・ルイ・カレ邸			
		バゾッシュ＝シュル＝ギ ヨンス		16:40		専用バスにて出発			
パリ		17:40		◎ブルス・ドゥ・コメルス（旧商品取引所-ピノー-コレクション）					
		19:30		ホテル到着後、終了					
パリ・スタンダードクラスに宿泊									

利用航空会社：KLMオランダ航空（KL）、エールフランス航空（AF）

ご注意：発着時間・交通機関等は変更になることがございます。

1名の添乗員が同行します。

【行程表③】 ◎：入場観光 ○：下車観光

日数	日にち	都市	フライト	時間		行程表	朝 昼 夜
14	9/1 (月)	パリ				ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	●
						終日自由行動	×
							×
						パリ・スタンダードクラスに宿泊	
15	9/2 (火)	パリ				ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	●
						終日自由行動	×
							×
						パリ・スタンダードクラスに宿泊	
16	9/3 (水)	パリ パリシャルルドゴール 空港 パリシャルルドゴール 空港	AF 274	18:00 19:30 22:00		ホテルでのコンチネンタルまたはビュッフェ式朝食	●
						出発まで自由行動	×
						専用バスにて出発	×
						空港到着後、チェックイン	
						飛行機にて羽田空港へ	
						機内泊	
17	9/4 (木)	羽田空港		18:30		羽田空港到着	×

利用航空会社：KLMオランダ航空（KL）、エールフランス航空（AF）
ご注意：発着時間・交通機関等に変更になることがございます。
1名の添乗員が同行します。

【募集要項】

●旅行期間：2025年8月19日(火)～9月4日(木) 17日間

●旅行代金：おひとり様792,000円 ※2名様1室利用

※上記の他に燃油サーチャージ（69,000円、2025年4月1日現在）、国内空港施設利用料（2,460円）、国際観光旅客税（1,000円）、現地空港税（34,205円）が別途必要となります。

●添乗員：1名の添乗員が同行いたします。

●食事条件：朝食15回・昼食0回・夕食0回（機内食は除く）

●募集人員：44名（希望者が定員を超えた場合は申込類、および学年などを考慮して参加者を決定いたします。）

●最少催行人員：35名

●利用航空会社：KLMオランダ航空、エールフランス航空、エコノミークラス

【お申込について】

●申込期間：2025年4月19日(火)～4月30日(水)まで受付

●申込方法：申込システムより申込。（5月以降お申込者に別途旅行会社から連絡をいたします）

URL：<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdON9OQTENvrvTbjtYk-X01haK6fLpyPEIIHPsiA5FuAZIVA/viewform?usp=sharing>

●参加者の決定通知について：応募多数の場合、参加者選定を行わせていただく場合がございます。

●その他：細かいスケジュールは今後の打合せにより若干変更がある場合もございますので、ご了承ください。変更がある場合は、出発前の説明会などでお知らせいたします。

●旅行代金に含まれるもの

・旅行日程に明示した運送期間の運賃・料金(注釈のない限りエコノミー)

・旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス(2名1室ツイン利用、バス(シャワーのみ)、トイレ付)

・食事料金(旅行日程に記載された食事料金及び税・サービス料金)

・航空機による手荷物運搬料金

・添乗員の同行費用

・団体行動中にバス運転手に支払うチップ

・宿泊税

●旅行代金に含まれないもの

・海外空港諸税

・日本国内の空港施設使用料、燃油サーチャージ

・国際観光旅客税

・現地での手荷物運搬料金

・超過手荷物料金

・クリーニング代、電話代

・ホテルのボーイ・メイト等に対する心づけ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金

・オプションツアー料金

・日本国内におけるご自宅から発着空港等 集合・解散時点までの交通費・宿泊費

海外募集型企画旅行条件書

取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

（お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。）

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、以下の各社のうちホームページ、パンフレット等に記載する旅行企画・実施者（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。

○近畿日本ツーリスト株式会社（観光庁長官登録旅行業第2053号）東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
○株式会社近畿日本ツーリストブループラネット（観光庁長官登録旅行業第1944号）東京都江東区枝川一丁目9番4号
○株式会社ユニテッドツアーズ（観光庁長官登録旅行業第300号）東京都千代田区紀尾井町3番6号

○株式会社近畿日本ツーリスト沖縄（観光庁長官登録旅行業第1107号）沖縄県那覇市久米2丁目4番16号
○KNT-CTホールディングス株式会社（観光庁長官登録旅行業第20号）東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

- (2) 契約の内容・条件は、募集広告（ホームページ、パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（以下「最終日程表」という）及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。
(3) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2-1. 旅行の申込み方法

- (1) ご来店のお申込み
イ、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき原則旅行代金の20%相当額以内の申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
ロ、ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのままお申込金に充当されます。
(2) 当社は電話、郵送、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点で契約が成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
(3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
(4) お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
(5) 日程上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」という）は、第2-2項の「ウェイトイング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされますと、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。
(6) 申込書等にお客さまのローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客さまの交替の場合に準じて、第1項のお客さまの交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

2-2. ウェイトイングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイトイング登録」という）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイトイング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイトイング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

3. 申込条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
(2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性がある方、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能な範囲内で対応いたします。これらにおいて、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
(4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまがお申し出いただいた措置を手配することができない場合旅行契約のお申し込みを中断し、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
(5) 当社は、旅行中にお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならない。
(6) お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。
(7) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みを中断することがあります。
①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
(8) その他当社の業務上の都合で、お申込みを中断することがあります。

3. 契約の成立と契約書面・最終日程表の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
(2) 契約書面（ホームページ、パンフレット等、旅行条件書）と最終日程表（集合時間・場所、運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載したもの）をお渡しします。
(3) 最終日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時期においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただく場合は手配状況についてご説明いたします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6. 渡 航 手 続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客さまの責任で行っていただきます。但し、当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客さまのご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。
- (2) 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

・旅行代金に含まれているもの

ホームページ、パンフレット等に明示された以下のものが含まれます。

- (1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。）を含みません。但し、ホームページ、パンフレット等に当該付加運賃・料金を含む旨を表記してある場合を除きます。）別途ホームページ、パンフレット等内でファーストクラス席、Cクラス席利用と明示されていない場合はエコノミークラス、鉄道は普通席を利用します。
- (2) 送迎バス等の料金（空港、駅、埠頭と宿泊場所間）但し、旅行日程に「お客さま負担」と表記してある場合を除きます。
- (3) 観光の料金（バス料金、ガイド料金、入場料金）
- (4) 宿泊の料金、税、サービス料金（現地でお支払いいただくものを除きます。）
- (5) 食事の料金、税、サービス料金
- (6) おひとりにつきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金（おひとり20kg以内が原則ですが、クラス、方面によって異なります。また利用航空会社により

預託手荷物手数料が必要となる場合があります。詳しくは係員におたずねください。）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。

- (7) 添乗員が同行するコースの添乗員経費

上記諸費用は、お客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

・旅行代金に含まれていないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド、及び一部の空港・駅・港でのポーターに対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害・疾病に関する医療費
- (4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等）
- (5) 希望者のみが参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
- (7) 空港施設使用料、旅客保安サービス料、空港税・出国税等（以下「空港税等」という）運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの。但し、空港税等を含んでいることを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にてお支払いいただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
- (8) 運送機関の課す付加運賃・料金。但し、ホームページ、パンフレット等に当該付加運賃・料金を含む旨を表記してある場合を除きます。

・旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。

但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

1 0 . 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、ホームページ、パンフレット等に記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- (3) 第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

1 1 . お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費（下表参照）及び手数料として1万円をお支払いいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

ご利用いただく航空座席クラス	ご 旅 行 方 面	取消し料実費	
ビジネスクラス、ファーストクラス航空座席ご利用のお客さま	全 方 面	大人	こども 1,000円
		1,000円	
その他の航空座席（エコノミークラス）ご利用のお客さま	ハワイ・北米・中南米・ヨーロッパ （ロシアを除く）・ アフリカ・中東（ドバイを含む）	大人	こども 13,200円
		17,500円	
	アジア（韓国を除く）・ロシア・ ミクロネシア・ オセアニア・南太平洋・中国 韓 国	大人	こども 7,500円
[エコノミークラスからビジネスクラス、ファーストクラスの航空座席に変更される場合も、この区分の実費が適用されます。]		10,000円	
		大人	こども 4,500円
		6,000円	

1 2 . お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

※航空会社により上記金額（目安）と異なる場合があります。

- (1) お客さまは、ホームページ、パンフレット等に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客さまが当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。
- (2) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第22項（表）に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。ロ. 第10項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ニ、当社が、お客さまに対し第4項3で定めた期日までに、最終日程表をお渡ししなかったとき。
- ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項1により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻をいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項2により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻いたします。
- (4) お客さまの都合で旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合当社はホームページ、パンフレット等に基づく取消料を申し受けます。
- 13. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)**
- (1) お客さまの都合により途中で離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客さまの責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払戻いたします。
- 14. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）**
- (1) お客さまが当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、ホームページ、パンフレット等に定める取消料の解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前旅行契約を解除することがあります。
- イ、お客さまが当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。 ロ、お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- ハ、お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ニ、お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ホームページ、パンフレット等に定める取消料の中で規定するピーク時に旅行を開始するものについては、33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
- ホ、スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ヘ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ト、お客さまが第3項7①から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- 15. 当社による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)**
- (1) 当社にまつぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
- イ、お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
- ロ、お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- ニ、お客さまが第3項7②から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 本項1により旅行契約が解除されたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- (3) 本項1(イ、ハ)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るための必要な配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。
- 4. 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。**
- 16. 取消料**
- (1) 旅行契約の成立後、お客さまの都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつきホームページ、パンフレット等に定める取消料をお支払いいただきます。
- (2) 当社の責とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消となる場合もホームページ、パンフレット等に定める取消料をお支払いいただきます。
- (3) お取押すすでに渡航手続を開始又は終了している場合には、ホームページ、パンフレット等に定める取消料の他に渡航手続所要実費及び渡航手続代料金を申し受けます。一定の事由により、取消しを余儀なくされた場合に取消料及び渡航手続費用相当額が支払われる保険があります。詳しくは取扱店におたずね下さい。
- 17. 旅程管理**
- 当社は、お客さまに対してお掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。但し、当社がお客さまとこれとは異なる特約結んだ場合には、この限りではありません。
- (1) お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確保し受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項1の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- 18. 添乗員等**
- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第17項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、ホームページ、パンフレット等に明示してあります。添乗員等が同行しない場合には、現地において当社が代って手配を代行させるもの（以下「手配代行者」という）により本項(1)の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示いたします。
- (3) お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客さまが添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであっても、そのお客さまの以後の旅行契約を解除することがあります。
- 4. 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。**
- 19. お客さまに対する責任**
- (1) 当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。
- 20. お客さまの責任**
- (1) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しないことになります。
- (2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者

者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

2 1 . 特 別 補 償

- (1) 当社は、第19項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として2500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円を支払います。
- 携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一個又は一对については、10万円を限度とします。
- なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他これら物等補償の対象とならないものがあります。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

- (3) お客さまが旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4) 当社が企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションルツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (5) 但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいしません。

2 2 . 旅 程 保 証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- イ. 次に掲げる事由による変更
- (イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ロ. 第12項から第15項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さまおひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客さまおひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客さまが同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変 更 補 償 金

必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。
- 注2 最終日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終日程表の記載内容との間又は最終日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更ににつき一件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。
- 2 3 . 通 信 契 約 に よ り 旅 行 契 約 の 締 結 を 希 望 さ れ る お 客 さ ま と の 旅 行 条 件
- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」という）その場合の旅行条件は、本「海外募集型企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。
- (1) 通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」という）を当社にお申し出いただきます。
- (2) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、ホームページ、パンフレット等に定めた取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第10項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第12項から第15項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます場合があります。
- (6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- 2 4 . 団 体 ・ グ ル ー プ の 契 約 に つ い て
- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

25. ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、ホームページ、パンフレット等に明示した日となります。
- (2) 特別に注釈のない場合、こども代金は年齢が旅行開始日当日を基準として満2歳以上12歳未満のお子様に応用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。
- (3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等ホームページ、パンフレット等に表示して追加する代金をいいます。
- (5) 本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告又はホームページ、パンフレット等に旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2-1項の申込金、ホームページ、パンフレット等に定める取消料、第22項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションルツァーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。
- (6) 空港税等の換算基準日はホームページ、パンフレット等に明示します。過不足が生じていても一切精算はいたしません。

26. その他

- (1) お買物案内について
お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
 - (2) 海外旅行保険について
海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な出費となる場合がございます。安心で安全なご旅行のためにも、お客さまご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問い合わせください。
 - (3) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
 - (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 - (5) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。
- また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。 当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.knt.co.jp/> からご覧になれます。
- (6) 本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用又は転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。
 - (7) 衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <https://www.forth.go.jp/>
 - (8) 海外安全情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> 外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班） 03-3580-3311
 - (9) 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について
レベル1：「十分注意してください。」
(イ) 通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
(ロ) 契約成立後に取消された場合には、ホームページ、パンフレット等に定める取消料をお支払いいただきます。
レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」
(イ) 原則催行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応は(ロ)以下です。
(ロ) 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
(ハ) 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。
(ニ) ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。但し、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（第22項の表の左欄に掲げるもの）が生じた場合は、取消料を収受いたしません。
(ホ) 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」
催行を中止いたします。
レベル4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」
催行を中止いたします。
 - (10) 個人情報の取扱いについて ※EU在住の方はお問い合わせください。
イ、当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」という）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で海外免税店等の事業者へ提供いたします。
お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

- ロ、個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報の取扱い」（<https://www.knt.co.jp/privacy/web/>）をご確認ください。
 - ハ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
 - ニ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。
- 当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号
ホ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認ください。

近畿日本ツーリスト株式会社 法人第3支店
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13
住友商事神田和泉ビル12F
TEL:03-6891-9306
FAX:03-6891-9406